

第7回仙台城跡保存活用計画等検討委員会

- I. 開催日時 平成31年3月14日(木) 18時00分～20時00分
- II. 開催場所 仙台市役所上杉分庁舎 12階 教育局第1会議室
- III. 出席者 (委員) 北野 博司・菊池 慶子・稲葉 雅子・小齋 憲博
今野 薫・庄司 弘美・馬場 たまき・藤澤 敦
山田 淳
(宮城県) 関口重樹(教育庁文化財課 主任主査)
(事務局) **【教育局】**
生涯学習部長 佐藤 ゆうこ
文化財課長 長島 栄一
仙台城史跡調査室長 渡部 紀
主査 鈴木 隆
主事 佐藤 恵理
主事 須貝 慎吾
専門員 工藤 哲司
総務企画部総務課
企画調整係長 石川 桂吾
【建設局】
公園課長 主幹 鈴木 江美子

(報道機関) (1社)
- IV. 傍聴人 4名

※会議録の署名について委員長は山田委員を指名

V. 概要及び議事内容等

1 開会

2 傍聴ルールの説明

3 議事

1. 整備基本計画の構成と検討の進め方について

資料 1、資料 3-1 に基づき事務局より説明。

稲葉委員： 資料 3-1[検証と対応]の中で②遅れの原因を踏まえた今後の対応とある。「設定した計画期間中」というのは、今設定されている計画期間という意味か。

事務局： 今考えているのは、今後 10 年間の中での事業計画のこと。遅れたものがどうかということではなく、一度リセットし、再来年度以降の 10 年間で実現可能なものをお示ししたい。

委員長： 今後半年くらいの中で前回の整備基本計画を見直して、新たな 10 年間でできる整備についてスケジュールを含め検討するというので、具体的には次回からだ。

2. 基本理念と基本方針、全体計画及び地区区分計画について

資料 4、5 に基づき事務局より説明。

委員長： 平成 17 年に策定した整備基本計画と比較した場合、色々な社会状況や周辺の環境も変わってきたが、そういったことを加味し変わったところはあるのか。

事務局： 保存活用計画策定の時に観光面の強調ということを指摘されたので、それは基本方針の 3 番目（資料 5）に入れて、ひとつの柱とした。

山田委員： 17 年の整備基本計画の 2 頁目に（2）未指定地の考え方とある。ここに関しての基準や考え方は変わっていないか。それとも環境の変化で未指定地が追加されたとか、そういった動きはあったか。

事務局： 基本的に 2 頁に書かれた取扱いの考え方というのは変わっていない。未指定地も重要なところなので、保存を働きかけていく。また、未指定地で、同意をいただいて指定されたところもあるので、指定地の面積は広がった。

委員長： 東日本大震災を経て史跡の保存活用というのは、防災に配慮した「安心安全」もこれからの整備の課題になってくるので、そういうキーワー

ドが入っても良い。具体的な整備の話で出てくると思うが、まちづくりとも関わってくるので、市民が安全、安心、快適に利用できる史跡公園になるといい。

事務局： その件については検討する。

藤澤委員： 今回の整備基本計画では、おおよそ10年後にどういう姿を目指すかをどこかに書かなければならないのか。そこまでは書かなくて良いのか。

事務局： 資料4 整備基本計画の(1)～(15)は、史跡仙台城跡がこういう整備をしたいという、整備イメージを示している。それは10年の中でこうあってほしいというイメージがあって、「(16)事業計画」で具体的にどうするかを形にしたい。

今から説明する計画の中身はすぐやるというものではなく、例えば、本丸の平場地区はこんな整備をしたいという考えをまず示し、それをいつ、どういう順番で実施するかとは切り離し、計画をお示ししたい。

藤澤委員： そうすると資料4の「6. 完成予想図」は10年後なのか、それとももっと将来の全体像なのか。

事務局： これから10年後に実現可能なものということで、完成予想図をどこまで描くのか、どう描くかは重要な問題で、財政的な裏付け等も必要になってくる。絵の出し方は内部的にも十分検討が必要なので、大きな課題として取り組んでいく。

藤澤委員： 最終的に市民の方に10年間進んでいく方向をわかりやすく示す部分はどこかに入ってくるのか。

事務局： 基本方針に仙台城の史跡整備はこうありたいというところをまず文章で謳っておきたい。「わかりやすく示す部分」をどこに入れるかは、例えば(16)事業計画の後に(17)を付け示す。或いは(16)に今後の10年間の事業方針と具体的計画等を盛り込むなどして改善したい。

委員長： 藤澤委員の趣旨は10年後の姿を空想的な姿だけ示すのではなく、できるだけ市民の方にわかりやすく伝えてほしいということだと思う。

山田委員： 基本計画の枠組みを説明いただいたが、やはり実現可能な計画ということが一番重要なのだろう。藤澤委員も漠然としたものではなく、ある程度イメージが湧きやすいようなものを具体的に盛り込むことが大事だと言っていると思う。4月1日改正文化財の保護法が施行されるので、こういう状況を踏まえて改定を進めていく意義はある。内容を眺めてみたが、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かすということと地域社会が総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要ということだ。そのために、より具体的なものを円滑かつ確実に実施することを謳って

いるので、10年間である程度確実性の高い計画を立案するべきと思う。出来上がったものにパブリックコメントもいただき、計画をいかに市民総意のもとで盛り上げていくか。実際に地域に活用され、役に立つものであるべきだと思う。

事務局：文化財保護法の改正に伴う考え方はその通りだが、未指定文化財の取扱い等は、地域計画等の中で取り入れるという考え方だ。今回の整備基本計画とは距離を置いて見ていただきたい。

委員長：基本計画の項目（資料4）の見出しで、「保存整備」に関するものが一つだけで、「活用整備」に偏っている印象を受ける。傷みかけている遺構や道路と石垣が近接しているような問題もあるので、確実に保存整備をする必要がある。バランスを考えてほしい。

事務局：保存整備の項目についてはご指摘の通りですので、十分検討します。今後10年の整備を考えると、整備に当然先行した調査が必要なものもある。そういう場所の発掘調査地区の設定についても具体的に入れ込んでいく必要がある。

資料6、7に基づき事務局より説明。

副委員長：三点確認したい。一点目は表現の問題だが、資料6(1)⑤で整備の基準となる時期を二行目のところで幕末の状態と言っている。これは良いが、三行目では廃城期の状態と言い換えている。廃城期と幕末は違うので、幕末期という言葉の方が適切だろう。

二点目は全体計画の中で保存整備の項目が少なく、活用が中心となっている。①で「保存のための整備」を挙げたのであれば、二番目には「市民や観光客が安全に史跡を楽しむことができるための整備」を、災害時のことも含め、独立させて入れた方が良い。

三点目は、10年間の整備方針の見える化を最大の目標にするのであれば、大手門と巽門をどう位置付けるかが重要だ。資料6で両方とも復元整備の対象とするとある。私も非常に期待を持つが、10年間の計画に入れる場合は、どういう問題があり、どういう交渉を進めれば実際に復元整備可能になるのかを具体的に文章化する必要がある。それが無いとまた次の10年10年と、計画にあるが実現しないという繰り返しになる。実現化に向けて課題や問題点を整理する必要がある。中島池は作業地（ヤード）にすると伴に形状の復元が②項目に入っているが、この10年でそこまでやれるのか。そのあたりを検討する余地がある。

部長：資料1で最初に説明をさせていただいたとおり、現行の整備基本計画

の改定という形でこれからの10年間の整備基本計画を考えている。その中で文化庁が示している整備基本計画のつくりの全体計画、地区区分計画、それから「整備区域」ごとの計画では、整備の在り方としての理想形もしくは最終形と言えるものを書いている。10年間でやることは、資料4(16)の事業計画で改めてこの場でお示しをしたいと思っている。今回は作り方と構成をご提示した。10年間だけの整備の在り方を書くのであれば、もう少し構成の方も違ってくる。事務局に確認だが、文化庁が求めているのは、最終的な整備のイメージなのか、それとも方針をしっかり持ったうえで事業期間を区切ってその事業期間の中でできるものを計画としてまた示すことなのか。

事務局： 史跡の取扱いの中で史跡全体をどうするかという考え方を整備基本計画の中でも持つように、というのが文化庁が提示している項目立ての内容と考えている。

委員長： 副委員長や藤澤委員の発言で(16)で、10年以内に重点的に整備する内容を示すのであれば、各地区がどんな仕上がりになってくるか当然意識される。全体のふわっとしたものだけであればまったく実現性がないので、理想形と実際の整備とのバランスが重要だ。そこが副委員長がおっしゃった主旨だと思う。

事務局： 副委員長のご指摘は大きな課題と我々も認識している。ご意見を踏まえどうするか庁内で調整をさせていただく。

安全に城を見ることについては、仙台城の真ん中を車が通っている現状を踏まえた上で、市民に見ていただくというのも仙台城の史跡整備の特徴のひとつと考えている。そういう現状も一項目あっていいので、内容を吟味していきたい。

副委員長： 市道を無くすという意味ではなく、いかに安全に見ていただけるかということ申しあげた。

馬場委員： 確認だが、資料1で今回検討していく整備基本計画の正式名称を史跡仙台城跡整備基本計画としているが、保存活用という文言は入ることはないのか。

事務局： 保存活用計画のコピー1頁目に計画の関係図を載せており、保存活用計画が史跡の保存と活用についての大きな考え方を纏めたもので、これが包括的な計画となる。これから保存と活用を進める上での整備をどんなふうにするのか基本的な考え方の整備基本計画をつくる。名称としては、「保存活用計画」、「整備基本計画」という名称が変わることはない。

馬場委員： 平成17年に作成したものと全く同じ名前になると、この1年間をか

けて議論してきた「保存活用計画」に基づいた整備計画であるということが伝わりづらい。また、文言を見ていくと、途中途中に保存活用という言葉は出てくるが、ハード面を重視した計画という強い印象になってしまう。なぜ気になるのかというと、10年間で実現可能な整備を目指すという優先順位を考えなければならず、これまで丁寧にやってきたまちづくりや、地域の人材の活用も入れていくというニュアンスが希薄になる。保存活用をどこかで項目立し、そのための整備基本計画であるということを示すことができないものかと考えていた。

委員 長： 整備にはハード面だけでなくソフトの部分も入っている。事務局からの説明をお願いします。

事務局： 整備基本計画で求められているものは、より具体的な整備に近付けることである。その部分で優先順位や整備手法、或いは活用手法をどうするかは、明確にしていかなければならない。ただ、そのためには国の規定や仙台市内部事情、市民からの要望も当然考慮する必要がある。

今野委員： 副委員長の発言のように私も安全が最優先だと思う。特に崖の問題は放っておくと史跡自体がどんどん削れてしまう。もう一つは、崖の不安定の原因となっている植生の問題だ。まず10年ということでは、ここを一番最初に手を付けたい。

庄司委員： 最初の10年間で実現可能な計画というと、これまでの10年間で進めてきた計画では中々着手できていないところとかがあがるようなので、具体的なイメージを作りやすいところが欲しい。

委員 長： 是非たたき台を出していただいて、次回からどんどん検討していきたい。

小齋委員： 私としては拠点の本丸だけではなく、二の丸、三の丸の方にも広げていくのは非常に良いと感じた。

委員 長： それに伴いガイドボランティアを上手に配置して、回遊性が高まった状態で情報提供できるようにするのが良いということで、ソフト面の整備についても、ボランティアガイドはカギになると思われる。

稲葉委員： 資料6の1(1)全体計画④「来訪者が回遊できる複数拠点の整備」とあり、これは非常にいいと思う。その中で、ばらついている拠点を1個ずつ整備するというより全体的に見てどう回遊したら良いかを先に考えた上で、整備していただくと良い。小齋委員から国際センター駅ができて下から来る方が多くなったと話があったので、色々学びながら上まで来られるのを一つの回遊ルートとすれば、どこからどこへ行ってほしいからこういう回遊ルート作るというアイデアが先にあると

有難い。

委員 長： これについては動線計画を作ることになっているので、その際事務局から提案の他に、それぞれのご専門の立場から意見を出していただきたい。

藤澤委員： 先ほど副委員長からも話があったが、保存管理の一つとして車両の通行を止めるのが理想であるという事は明記しないのか。保存活用計画の138頁には「保存と活用の観点から本来的に車両通行を止める必要があると考えますが、現実には中々難しい」と書いている。大手門は文化財の復元対象として資料が揃っており、しっかりとした調査をすれば、復元は可能だと思う。文化財的にはほとんど制約はなく、道路の交通をどう考えるかにかかっていると思う。現実には解決は中々難しいが、整備の基本の在り方からするとやはり道路をどうするか考えなければならない。市道仙台城跡線等の取扱いを整備基本計画に書くか書かないか、もう一度検討していただきたい。そこをはっきり伝えられないと市民はいつまでも何が問題で進まないのか分からないと思う。

もう一点は、具体的な話だが、ゾーン分けの登城路の部分にこれまで発掘調査を行っていた「造酒屋敷」という文言が出てこない。造酒屋敷等の曲輪の存在が、仙台城の特色だということが登城路整備ゾーンの文言として出てこない、今までの実績とこれからの計画との整合性がとれない。

事務局： 市道の将来性については、市道を止めるべきという意見もある。我々も認識しているが、止めるに当たりどこにどう説明するか、交渉相手を把握する必要がある。そのため、観光や生活のためにどのくらいの車両が通行しているのか調査が必要で、来年度に交通量調査を予定している。その結果は速報値のような形で本委員会にお知らせし、整備基本計画に反映できればと考えている。

もう一つは事故状況の調査がある。最近石垣等にぶつかる事故が多い。ガードレールのこともあるが、事件性の問題もあるので直ちに該当する部署へ直してと言えるものではない。一定程度の調査を行い、当事者が見つからない場合、文化財サイドでは市の予算で直す場合もある。道路に関しては道路部局でそういう手順があると思う。石が積んであったり石造物があったりすると、そこで思わずハンドル操作を誤るものらしく、仙台城においても、大きな石灯籠の周辺や、石垣が市道に張り出しているところで起きている。

藤澤委員： 今後の整備の在り方を具体的に考えて、こういう考え方もあるんだと理解した。他の委員方の意見を踏まえて、整備基本計画でどういうこ

とを書くべきか検討してはいかがだろう。

山田委員： 全体像や進め方、理念、それから各エリアごとのポイントを整理して進めていただいたので、要約を掴むことができた。先ほどのように安全面を考えるのであれば保全保護が第一義的には優先されるべきだ。しかし市道を止めると、逆に観光面で支障が出るかもしれない。様々な面から検討いただくのが良いだろう。今日これまで話を聞いていて全体像とそれに向かった課題や問題点も何となく見えてきた。10年という限られた期間の中で、スケジュール観や予算観、何からの着手するのがいいのかというところも、今後の委員会で具体的に踏み込んでいくのだろう。あと藤澤委員の意見のように、体験型というのは今非常に大事なところだ。来場者、観光客の方が体験できるようなことがリピート率を上げる。そういったところはシティセールスとしては非常に大事なところだ。

委員長： 追廻の青葉山公園の基本計画が既に提示されているので、整備ゾーンの地区区分の整備イメージを検討する時には、やはり青葉山公園のエリアは念頭に置かなければならない。隣接地は関連してくるので絵の中に入れておいていただきたい。特に動線計画作る際は必ず必要になってくる。

(3) その他

事務局： 次回の予定は資料1のとおり、遺構保存に関する計画、その他の計画についてのたたき台をお示ししたい。今日委員方から優先順位など色々いただいたところも踏まえて内部で検討する。

山田委員： 昨年の11月に遺跡見学会をやったが、今後は委員会としての視察会や見学会等の予定はあるのか。今日説明を受けて実際目にしたいと思う。

事務局： 新年度についても、今のところ継続的に遺構確認調査を行う予定でいるので、ある程度遺構の調査の成果が上がってきた段階で、昨年と同じように声掛けをしたい。また、御裏林の状況や今進んでいる公園センターの工事など関連する部分については、適宜検討する。この計画区分に関して必要なことがあれば改めてご相談させていただきたい。最後に宮城県から願います。

宮城県： 今回から整備基本計画ということで、いよいよ整備の具体的な話、特に全体計画での地区区分計画というのは、どちらかと言えば夢のあるプランになるのではないかといいところだが、やはり実現可能という箍があることによって、若干議論の及ぶところが多いという印象だ。感想を一つ言わせていただくと、副委員長からご指摘あったように、中島池に

ついでに書きぶりは些か現実的すぎる気がした。もう少し夢のあるプランの方が良いのではないか。あと今回の整備基本計画は保存活用計画で課題整理や整備の在りを提示してきたため、それとの連想性のある程度意識するような説明をした方が良い。次回以降ご検討いただきたい。